

9月の安全・衛生・防災管理・活動

—労働衛生管理・防災管理など下半期に向けて—



気象庁の3ヶ月予想では今年も猛暑となり、9月になつても残暑が厳しい日が続くとされています。引き続き「熱中症」「体調不良」に注意することが必要です。

また労働災害の死亡者数は昨年同期（6月末）にくらべて減少傾向ですが、休業4日以上の死傷災害は増加傾向にあります。

▼「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」も

9月1日～30日まで実施されます。防じんマスクについては適正な選択と使用の徹底、そしてじん肺健康診断の受診、局排等の適正な稼働並びに検査、点検の実施などです。

▼9月は10月1日から始まる「全国労働衛生週間」の準備期間です。働く人の心身の健康の確保・増進、快適に働くことができる職場環境づくり等の取り組みを進めましょう。

▼「作業環境測定・評価推進運動」（1日～30日）、「秋の全国交通安全運動」（21日～30日）、「クレーンの日」（30日）があります。全国労働衛生週間の準備や行事に併せて、取り組んでいきましょう。

9月の様々な行事の取り組みを通して、安全管理・活動を推進する必要があります。

▼9月1日「防災の日」、そして8月30日～9月

5日は「防災週間」です。地震については能

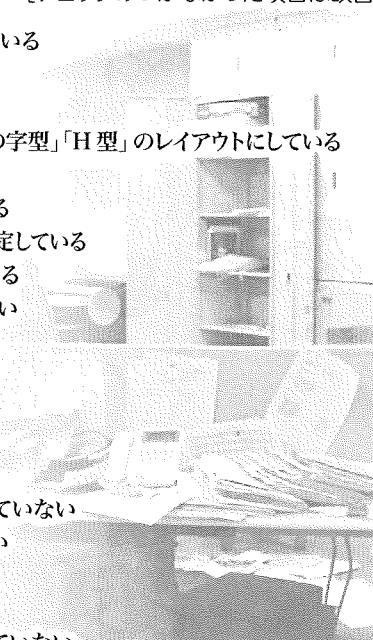
登半島地震等の事例から学び、また津波、台風などに対する職場の防災対策の再認識と強化を図ることが必要です。

事務室・休憩室などの家具類の転倒・落下防止

負傷者の30~50%が家具類、事務機器類の転倒・移動による

■オフィス家具類の転倒・落下防止対策 チェックリスト■

- 〔チェックのつかなかった項目は改善〕
- 1. 背の高い家具を単独で置いていない
 - 2. 安定の悪い家具は背合わせに連結している
 - 3. 壁面収納は壁・床に固定している
 - 4. 2段重ね家具は上下連結している
 - 5. ローパーテーションは転倒しにくい「コの字型」「H型」のレイアウトにしている
 - 6. OA機器は落下防止してある
 - 7. 引き出し、扉の開き防止対策をしている
 - 8. 時計、額縁、掲示板等は落下しないよう固定している
 - 9. ガラスには飛散防止フィルムを貼っている
 - 10. 床につまずきやすい障害物や凹凸はない
 - 11. 避難路にものを置いていない
 - 12. 避難路に倒れやすいものはない
 - 13. 避難出口は見えやすい
 - 14. 非常用進入口に障害物はない
 - 15. 家具類の天板上に物を置いていない
 - 16. 収納物がはみ出たり、重心が高くなっていない
 - 17. 危険な収納物（薬品、可燃物）がない
 - 18. デスクの下に物を置いていない
 - 19. 引き出し、扉は必ず閉めている
 - 20. ガラス窓の前に倒れやすいものを置いていない



元旦に発生した「能登半島地震」は、能登地方に甚大な被害を及ぼしました。南海トラフ地震も20年以内の発生率が60%程度と想定されています。いつまた大地震が発生してもおかしくない状況です。

そして過去の大きな地震では、オフィス家具類等の転倒、落下又は移動が発生しています。

東京消防庁によると、東日本大震災後、都内の中高層建物のオフィスにアンケートを実施した結果、20%のオフィスで家具類の転倒・落下・移動が発生したとの回答がありました。また、階層が高くなるほど、転倒・落下・移動が多く発生しており、長周期地震動によると考えられる家具類の移動が発生する傾向が確認されています。

近年発生した地震だけがをした原因を調べると、約30~50%の人が、家具類の転倒・落下・移動によるものでした。

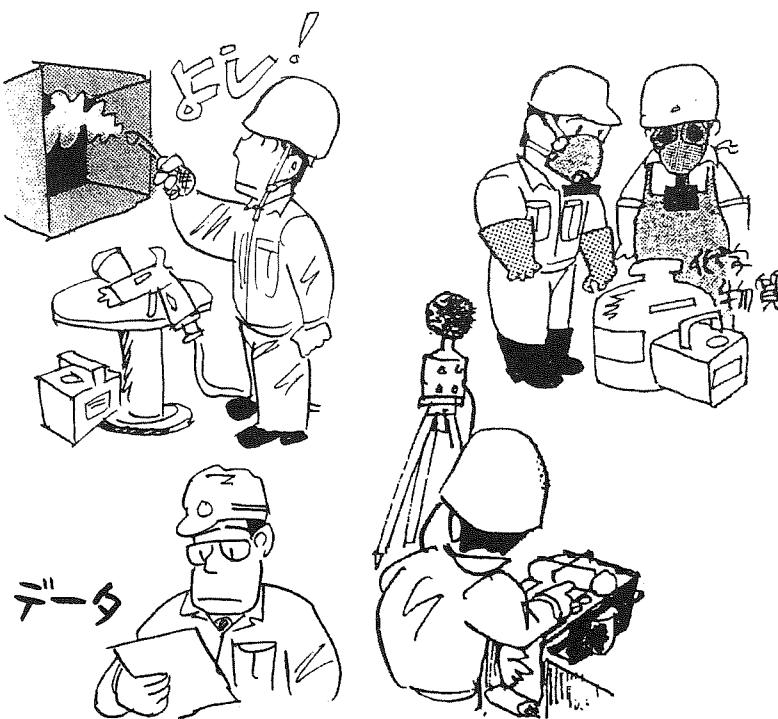
【対策として】

職場内を防災の視点でリスクアセスメントを実施し、安全な家具の配置、そして安全な置き方、キャビネット・書架・物品棚・移動ラックの転倒防止対策、コピー機（複合機）・印刷機の転倒・移動防止等の実施が必要です。

BCP（事業継続計画）の整備・実態に合わせて修正するとともに、企業防災の原点といえる「オフィスの安全確保」対策について上記のチェックリスト等を活用して、オフィスの安全確保を進めていきましょう。

職場の有害業務を見直し改善を図ろう

— 9月は「全国労働衛生週間」の準備期間 —



▼9月は「全国労働衛生週間」の準備期間です。この機会に改めて職場の労働衛生管理・活動を見直し、改善を進める必要があります。

働く人たちの健康を損なう「有害業務」には化学物質や鉱物性粉じんなどの「化学的因子」によるもの、騒音や有害光線、暑熱や寒冷などの「物理的因子」によるもの、細菌やカビ、害虫

などの「生物的因子」によるもの、重量物取り扱いや不自然な姿勢を続けることによる「行動的因子」によるものなどがあります。

▼これらの有害因子のばく露の程度に応じて、健康に悪影響を及ぼし、慢性疾患や不治の疾病になってしまう可能性があります。

有害因子が働く人の健康に及ぼす影響は、個々人の作業業務によって異なり、また、同じ内容の作業でも、保護具の着用や作業のやり方によつても異なり、作業環境も換気や風向によつても大きな影響を受けます。

▼有害作業の健康に対する影響は、職場の有害物や有害作業に対して関心が薄かつたり知識が不足しているなどにより対策や改善が遅れ、長年経つて現れることが多いのです。

職場の有害業務については、労働安全衛生法等で定められ、その具体的な管理の方法は法令などでも細かく示されています。

▼職場の環境や作業方法などを調査・測定して関係法令等と照らし、設備や環境、作業方法等の改善を進めることが肝要です。

9月9日は「救急の日」

知つておこう 救急処置と救急用具

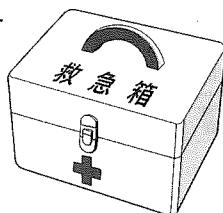
普段からの心掛けと整備が大切

労働安全衛生規則

(救急用具)

第633条 事業者は、負傷者の手当に必要な救急用具及び材料を備え、その備え付け場所及び使用方法を労働者に周知させなければならない。

2 事業者は、前項の救急用具並びに材料を常時清潔に保たなければならぬ。



9月9日は消防庁、厚生労働省などが提唱する「救急の日」です。

職場や家庭などで人身事故が発生したとき、その状態、症状に応じて速やかに正しい救急処置を施すことができるかどうかが、被災者の生死を左右する程の決定的な影響を与えることがあります。

▼救急処置を適切に行う基本は

てない ○決してあわ

○事故等の場合二重遭難に気をつける

○周りの人に協力を依頼し、救急車を呼んでもらう

○安全な場所であれば患者は動かさない

○衣服は楽にし、保温に気をつける

○患者を安心させ、元気づける

○呼吸や心臓の停止、大量出血、大やけど等の場合は直ちに処置する、などします。

▼救急用具等については

上記のように労働安全衛生規則で規定していますが、その内容については、事業場や現場で想定される労働災害に応じて応急手当に必要なものを、産業医の意見や安全衛生委員会等で検討の結果等を踏まえて備えることになっています。

救急用具や器具は、誰にでも分かるように救急箱に保管し、管理者を決めて定期的に点検・整備を行い、誰もが正しく使用できるように教育・訓練を積んでおくことが大切です。

また、薬品等を使ったときは補充し、怪我などの場合は使用の状況を関係者に報告することが必要です。

この機会に職場の救急態勢を見直しましょう。